平成３０年（フ）第１７９号
静岡市葵区羽鳥２丁目12番13号　メゾンさくら102号
債務者　中山　　一
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後３時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８１９号
東京都大田区池上８丁目12－４　ハイタウン池上№５　206
債務者　大坂　喜和
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８２０号
東京都目黒区目黒２丁目15―12―802
債務者　森山　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８２４号
東京都世田谷区上祖師谷３丁目１―10―101
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８２５号
東京都江東区扇橋３丁目20―13―1202
債務者　鳥海　大介
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０２号
東京都西東京市下保谷２丁目１番５号メゾン美保103号
債務者　秋元　陽一
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４９６号
東京都東村山市萩山町５丁目６番地16―103
債務者　丸茂　英樹
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５７０号
神奈川県藤沢市村岡東３丁目27番地の６　ストレーザ湘南103号室
債務者　阿部　孝幸
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８０９号
横浜市鶴見区駒岡３丁目19番24―501号
債務者　久保　経介
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３７９号
東京都あきる野市秋川４丁目11番地８パルステージ102号
債務者　島崎　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４５１号
東京都多摩市豊ヶ丘３丁目５番地５―106
債務者　波津　祐介
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４８５号
東京都八王子市上野町16番地２共立リライアンス上野町Ⅰ　501号
債務者　田中　美里（旧姓犬丸）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４６号
長崎県佐世保市高梨町15番20―302号、前住所長崎県佐世保市白木町69番地２
債務者　久野　祐美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第２８０３号
東京都豊島区雑司が谷２丁目25―10
債務者　熊谷　信正
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８０４号
神奈川県相模原市中央区青葉１丁目10―17
債務者　大久保幸子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部